

3 生活支援等に関する情報公表

(1) 情報公表の対象となる生活支援等サービス

地域支援事業として生活支援体制整備事業が設けられていることも踏まえ、市町村がより積極的に生活支援等に関する情報を把握し、周知していくべきであることから、老人福祉法第 12 条の 3 の規定により、市町村は、生活支援等を行う者から提供を受けた生活支援等に関する情報の公表を行うよう努めなければならないこととしている。情報公表の対象となる配食や見守り等の生活支援等サービスは、次のとおりである。

なお、この生活支援等サービスは、例えば、スーパーマーケット等による食材配達、家政婦紹介所等を通じた家事援助サービス、コンビニエンスストア等による配食、新聞販売所等による見守り等、介護保険外サービスが含まれるほか、介護予防・日常生活支援総合事業（法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。）の訪問型、通所型サービス等も含まれる。

対象サービス	内容
見守り・安否確認	地域の自治会や町内会、民間事業者等による高齢者の安否確認や見守りを家事支援等と共に行うサービスである。また、安否確認には緊急時に通報できるサービスも含まれる。
配食（＋見守り・安否確認）	配食だけでなく、訪問時に安否確認や見守りも兼ねたサービスである。
家事援助	買物や掃除、調理、洗濯等の日常生活に必要な家事を支援するサービスである。
交流の場・通いの場	住民や NPO 団体等様々な主体によるミニデイサービスやコミュニティサロン等の交流の場、運動・栄養・口腔ケア等の専門職が関与する教室を開催しているサービスである。
介護者支援	介護をしている家族の集いや介護サービスを利用している方の状態維持・改善に向けた知識・技術の教室等であり、介護をする方を支援するサービスである。
外出支援	通院や買い物等が一人では困難な方へ移動支援を行うサービスである。
多機能型拠点	スーパーやコンビニ、飲食店等に介護の相談窓口、サロンや体操教室等多様なサービスを組み合わせたサービスである。
その他市町村が適当と認めるサービス	上記には該当しないサービスである。

(2) 生活支援等に関する情報を公表するとき

市町村は、生活支援等サービスを提供する事業者から得た情報を、その判断により随時公表することとする。

なお、市町村担当者による公表を基本とするが、具体的な入力等の作業については、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）でも行うことができることとする。

（３）生活支援等に関する情報の公表内容

老人福祉法第 12 条の 3 の規定に基づいて公表する生活支援等に関する情報の内容は、老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号）第 1 条の 8 の 2 に規定しており、具体的には、次に掲げるとおり、生活支援等サービスを利用する上で、基礎的な情報であり、地域の実情に応じて市町村が追加できるものである。具体的内容は、上記（１）に掲げる生活支援等サービスごとにそれぞれ、別添 5 のとおりとする。

- ① 生活支援等を行う活動主体の名称及びその所在地
- ② 生活支援等の実施日及び実施時間
- ③ 生活支援等を実施する区域
- ④ 生活支援等の内容及び利用料等、その他市町村が必要と認める情報

VI 認知症に関する相談窓口に関する情報公表

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するためには、認知症の人本人やその家族が身近な地域で相談することができ、各々の状況に応じた適切な地域の社会資源を活用して、保健医療・介護等に関するお困りごと等に対応できるようにすることが必要である。

このため、市町村は、認知症に関する相談窓口を地域ごとに整備することに加えて、地域に設置している認知症に関する相談窓口の情報を広く認知症の人やその家族等が知ることができるよう、その公表に努めることが必要である。

都道府県におかれては、管内市区町村の ID 管理を適切・確実に行うとともに、認知症施策の担当部局と情報を共有しつつ、市区町村がこれらの情報を積極的に公表するよう促していただきたい。情報の公表の主体でもある指定都市におかれては、これらの事務の担当部局と情報を共有し、情報を公表するよう、努められたい。

1 認知症に関する相談窓口に関する情報

市町村は、

- ① 認知症に関する相談窓口を設置するとき
- ② おおむね年 1 回、市町村が適当と認めるとき